## 商業まちづくり基本方針(中間整理案)に対する意見と対応(案)

## 【県民】

No.	市町村	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応(案)
1	県民 (福島市)	全般	全般	いって経済的損失が増える訳でもあるまい。政治的課題であろうが参考意見として述べれば、今後は宅配便等の物流が発達して自動車での買い物は減る。かつてのモーターリゼーション開発ではなく公共交通機関の整備による買い物客の利便性とシャッター商店街の事業継承政策を打ち出して、一つの大型店舗のみに集客力を増加させるのではなく、バランスよく商業まちづくりを進めて欲しい。令和時代	に加えて、商業まちづくりに対する県民や市町村、商工関係団体の御意見等を踏まえ、検討を行っております。 条例の基本理念である「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の考え方を維持し、引き続き、県

No.	市町村	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応(案)
2	団体(福島市)	P9 23~25 行目	な方向 (4) 県と市町村の役割分担 まちづくりは、住民に最も身近な自治体である市町村が住民との協働により推進するものであり、県は市町村のまちづくりを支援する。 特に、人口減少・高齢化社会下におの下におりる様々な課題に対応するため、りを推進していく必要がある。ア市町村のと割市町村のまちづくりを推進しながら、住民等の意見を対しているがら、住民等の意見を対している。 東大会に表し、自立とともに商業を関けるにまちづく。 また、周辺の市町村との商業振興で図ともに推進するなど、主体的にまちづく。また、周辺の市町村との商業振興で図を持つ。 また、周辺の市町村との商業振興での住自立圏を持つ市町村においては、圏域で	「連携中枢都市圏」には、少子高齢化の中で、より 効率的な行政運営を進めるとの観点から、自治体 の枠を超えて、公共施設の統廃合がすすめられ、 過疎地域の切り捨てにつながる危険があります。保 育所、学校、公民館、図書館などは、地域住民に とってなくてはならない施設です。これらの統廃合に ついては、住民の意思を十分尊重してすすめられる べきであり、街づくりにとっても重要な課題です。	ここでは、人口減少や高齢化が進展する中で、 市町村が連携して交流人口の拡大やまちなかの 賑わい創出に取り組むなど、商業まちづくりの推 進においても広域連携が重要であることを記載し たものであり、公共施設の統廃合等を念頭に置 いたものではありません。 なお、まちづくりについては、住民等の意見を 踏まえながら、丁寧に議論されることが必要との 考えであり、基本方針においても2-(4)-アなどに

No.	市町村	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応(案)
3	県民 (福島市)	P13 17行目	ア 特定小売商業施設の立地を誘導する 市町村 (中略) なお、誘導する市町村の要件の適否を 判断するに当たっては、市町村単位で判 断するほか、複数の市町村で構成する圏 域(連携中枢都市圏、定住自立圏など) において、構成する市町村と特定小売商	するほか、圏域において判断も可能との記述があります。この記述を見る限り、原則は単独市町村で、ほかに 圏域でも判断できます、のような付け加えた感があるのはなぜでしょうか?また、圏域で挙げているのが、連携中枢と定住自立とありますが、これは、その圏域が成立していなければ、圏域では考えないという意味でしょうか?これらからの市町村は今後、連携を模索していく方向性だと思います。成立していなければ圏域で考えないというのでは、今回の見直しの日本に挙げた圏域単位での誘道とけ	で、市町村が連携して交流人口の拡大やまちなかの賑わい創出などに取り組むことが重要となっており、現在、県内においても連携中枢都市圏などの広域連携の取組が進められていることなども踏まえ、広域的なまちづくりを促進する観点から今回の見直し案に盛り込んだものです。 従って、誘導市町村の要件については、原則、単独の市町村単位で適否を判断するものですが、連携中枢都市圏などの圏域が既に構成され、広域的なまちづくりを推進する体制が整っている場合に限り、圏域単位で判断することも可能

No	市町村	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応(案)
2	県民 (福島市)		_	特定小売商業施設の立地を誘導する市町村として、5つの要件がすべて満たす必要があると記載されていますが、この要件を見る限り、福島、郡山、いわきといった大きな都市に限定になってしまうと思います。特に今回新たに加えた立地適正化計画が必須な計画と見えてしまうのですが?	基本方針では、本県が多極分散型の県土構造であることなどを踏まえ、7つの生活圏ごとに、人口や都市機能が集積され、商業の集積を図る必要がある市町村に特定小売商業施設を誘導するという考え方を基本として、誘導市町村の要件を定めています。 そのため、生活圏ごとに人口規模が比較的大きく、商業まちづくりに関係する、認定中心市街地活性化基本計画、商業まちづくり基本構想に加え、立地適正化計画のいずれかを策定している市町村が誘導市町村に該当するものと考えます。 見直し案は、原案の通りとします。
Ę	県民 (福島市)	P15 1行目	4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (3) 特定小売商業施設の抑制に関すること (中略) 特に、以下の地域への特定小売商業施設の立地については、商業まちづくりの推進に適当でないことから、厳に抑制する。 ① 市街化を抑制する地域 都市計画法に規定する市街化調整区域 ② 市街化の見通しが明確でない地域都市計画法に規定する区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域で用途地域の指定のない区域並びに都市計画区域以外の地域	特定小売商業施設の立地を抑制する地域ですが、市街化の見通しが明確でない地域とありますが、考え方として、現在は市街化調整区域だが、都市計画法にある地区計画を用いて商業系の施設が出来るものとして、将来、市街化区域の編入を目指している場合は、この②は、見通しがあるので該当しないと考えてよろしいのか?	将来、市街化区域への編入を目指している場合も、市街化調整区域である以上、厳に抑制する地域に該当するものと考えます。

## 【市町村】

No.	市町村名	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応(案)
1	会津若松市	全般	全般	県内の社会経済情勢の変化、特に、県外への消費流出を防ぐという視点などを含めた今回の見直しについては、意義があるものと認識している。今回の見直しにより、・歩いて暮らせるまちづくりの実現・県外への消費流出の防止・地域における消費購買動向への対応等、今後も課題に対する効果検証を引き続き行いながら、適宜、見直しを行うなど、地域の実情を踏まえて柔軟に対応していただくことを望む。	今後も、県内の社会経済情勢の変化等を踏ま えながら、適切に対応してまいります。
2	会津若松市		イ 県民の買い物行動の特性として、自動車で食料品を買いに行く県民の割合が		
3	会津美里町	P8 26行目 (関連) P8 33行目 P9 5行目	2 商業まちづくりの推進に関する基本的な方向 (3) 商業まちづくりを実現するための基本的な方向 エ 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に向けたまちづくり 東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた小売事業者等の事業の再開・継続を支援する。 さらに、避難解除等区域については、区域見直しやその後の復興に向けた取組と連動しながら、事業の再開・継続、他地域からの新たな創業及び住民の帰還促進のための商業機能の確保を支援する。	【意見】 「商業まちづくりを実現するための基本的な方向」の中に、「他地域からの新たな創業」とあるが、他地域だけではなく、地元からの創業支援も加えるべき。 【理由】	御意見を踏まえ、「地元や他地域からの新たな 創業」に修正します。

No.	市町村名	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応(案)
4	白河市	P11 23行目	商業集積の中心となるべき中心核(中心市街地活性化基本計画において定められている中心市街地(以下「認定中心市街地」という。)又は立地適正化計画において定められている都市機能誘導区域がある場合は、その全部又は一部)を設定すること。中心核は、原則的に一市町村に一区域とすることが望ましいが、市町村合併などにより、社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点地区が複数存在する場合などは、地域の実情に応じて中心核を複数設定することができる。	【意見】 「中心核は、原則的に一市町村に一区域とすることが望ましいが、市町村合併により、」を削除 【理由】 立地適正化計画と連携することが望ましいとされているが、立地適正化計画は居住や都市の生活を	うち中心拠点が中心核、地域(生活)拠点が地域 核というイメージです。)

No.	市町村名	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応 (案)
5	郡山市	P12 13行目 ~	4 特定小売商業施設の立地の誘導及 び抑制に関する事項	【木市域内における特例供置について】	基本方針や基準店舗面積については、市町村相互のまちづくりへの影響や届出を行う大型店設置者の混乱を避ける観点から、県内一律とすることが適当であると考えています。 見直し案は、原案の通りとします。
6	郡山市	P12 13行目 ~	4 特定小売商業施設の立地の誘導及 び抑制に関する事項	【既存大型店舗の建替えの特例について】 地域の商業施設として、住民に定着している既存 大型店舗の建替え時期が、全県的に近づいている なか、現在の運用で認められる現有面積に加えて 6,000㎡までの増加だけでは、商業施設の規模によ り事業者の想定する建替え計画と乖離が生じること から、既存大型店舗の建替えに当たっては、特例措 置を設けるなどの配慮をお願いしたい。	条例では、既存大型店の基準店舗面積未満までの増床については、届出不要としていること、 既存大型店の建替えについては、まちづくりや新たな環境への負荷などの影響が比較的少ないことなどを踏まえ、建替え前の店舗面積に基準店舗面積を加えた面積未満で建替えを行う場合は、届出不要とする運用を行っております。 既存大型店と新規出店の大型店との公平性の観点からも、現在の取扱い以上の特例措置は適当でないと考えます。 見直し案は、原案の通りとします。

No.	市町村名	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応(案)
7	郡山市	P13 17行目	(2) 特定小売商業施設の誘導に関すること ア 特定小売商業施設の立地を誘導する市町村 (中略) なお、誘導する市町村の要件の適否を判断するに当たっては、市町村単位で判断するほか、複数の市町村で構成する圏域(連携中枢都市圏、定住自立圏など)において、構成する市町村と特定小売商業施設の立地に関する調整が図られて	である場合、その市町村が、当該「白地」を商業地域等に用途指定し、圏域市町村で調整がなされれば、県は、当該指定した箇所への特定小売商業施設の立地を認めるのでしょうか?	

No.	市町村名	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応(案)
8	二本松市	P14 5行目	4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (2) 特定小売商業施設の誘導に関すること ア 特定小売商業施設の立地を誘導する市町村 《要件》 (中の) ③ 人が集まる条件が整っている市町場の市町村からのアクセスが良好である地域を有市町村のよるアクセスが良好である地域を有市町相関の市町村からのアクセスがこる。 を関連しているのでは、単一の発送を関係であるは、それを結節において、対したのいる。 場合は、それを結節において、大きの路のは、これのより入れる鉄道駅において、大きの路には、は、1日30回以上のより、大きのより、は、1日30回以上のより、1日30回以上のより、1日30回以上のより、1日30回以上のより第4条に基づく許定では、1日31日では、	かなく、現在、国では持続可能な公共交通確保のために、公共交通網の再編や最適化を進めております。 その中で、バス路線にあっては、中心市街地における路線の重複やバス運行会社の競合が問題となっており、更に大型バスによる交通渋滞の解消が必要とされております。	基本方針では、歩いて暮らせるまちづくりの観点から、特定小売商業施設は、周辺の市町村から公共交通機関によるアクセスが良好である市町村に誘導することを基本としており、「周辺の市町村からのアクセスが良好な鉄道や乗合バスの結節点があること。」を誘導市町村の要件のつとしています。なお、乗合バスについては、一日の乗り入れ回数が数回程度しかない停留所なども存在するたいることを担保する観点から、一日に概ね30回以上(1時間に往復で2回程度以上)乗り入れしているという具体的なサービスレベルの要件も追加したものです。今回の要件見直しは、中心部の鉄道駅周辺のバス停留所への乗らバスの乗り入れを増加させない。今回の確保の趣旨に反するものではなく、また、持続可能な公共を通の確保の趣旨に反するものではないと考えます。見直し案は、原案の通りとします。

No.	市町村名	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応(案)
9	郡山市	P14 10行目 ~	4 特定小売商業施設の誘導に関する事項 (2) 特定小売商業施設の誘導に関する事項 (2) 特定小売商業施設の誘導に関するとれた。 (中の一次 (中の) 《優先順位》 (中の) 《優先順位》 (中の) 《優先順位》 (中の) 《優先順位》 (市街地本構る地域の方面業がでで、本方のでは、基本では、大方のでは	【用途地域について】 全国的な商業施設の大型化傾向を考慮すると、基 準店舗面積8,000㎡への変更では緩和の度合いが 少ないと思われるため、都市計画法に基づく用途地 域のうち、商業地域、近隣商業地域及び準工業地 域については、市町村による商業まちづくり基本構 想の策定にかかわらず、条例の適用外として取り扱 うよう、お願いしたい。	また、現在、国においても、今後の人口減少を 踏まえ、誰もが安全・安心に暮らせる持続可能な まちづくりを進める観点から、それぞれの市町村 において、商業機能をはじめとした都市機能や

No.	市町村名	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応(案)
10	伊達市	P14 34行目	4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (3) 特定小売商業施設の抑制に関すること (中略) 特に、以下の地域への特定小売商業施設の立地については、商業まちづくりの推進に適当でないことから、厳に抑制する。 ① 市街化を抑制する地域 都市計画法に規定する市街化調整区域	【意見】 現に立地を抑制する地域として、一律に市街化調整区域を制限対象区域とされているが、国の法律上、立地可能となるものについては、その記載を明記すべき。 【理由】 国の法律上、市街化調整区域であっても都市計画法第34条の適用を受けるものには、特定小売商業施設であってもその抑制を受けるものでないことから、国の法律との齟齬が生じることのないように修正を要望するもの。	条例では、特に規模の大きな特定小売商業施設が、その立地によって市町村の範囲を越えてまちづくりに影響を及ぼすおそれがあることなどから、都市計画法の手続きとは別に、広域調整を行うとともに、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」などまちづくりの基本的な考え方を定めた基本方針に基づき、立地の誘導・抑制を行うことで、その適正な配置を図ることとしております。市街化調整区域については、特定小売商業施設の立地により、環境への負荷や新たな社会資本の整備等が発生するおそれがあるなど、商業まちづくりの推進に適当でないことから、基本方針において、特定小売商業施設の立地を厳に抑制する地域としています。見直し案は、原案のとおりとします。
11	郡山市	P15 2行目	4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (3) 特定小売商業施設の抑制に関すること (中略) 特に、以下の地域への特定小売商業施設の立地については、商業まちづくりの推進に適当でないことから、厳に抑制する。 ① 市街化を抑制する地域 都市計画法に規定する市街化調整区域	【IC周辺地域など市街化調整区域の一部における特段の配慮について】 郡山南IC、郡山中央スマートIC等の各インターチェンジ周辺地域は、市街化調整区域に位置するが、その高い立地ポテンシャルを利活用するとともに、ストック効果を最大限に生かしていくため、インターチェンジ周辺において、都市計画法を含め土地利用上の条件が整理された場合については、特段の配慮をお願いしたい。	同上

N	o.	市町村名	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応(案)
1	12	浪江町	P16 12行目	一枚で又抜りる。   大きに   控数の必要区域については	「5 商業まちづくりの推進に関する県の施策」に追加された、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興(買い物など日常生活の移動手段となる公共な済者がより、クロ形成策を表表でいる。	今後も、避難地域における東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興と持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの実現に向けて、関係部局と連携しながら、広域公共交通ネットワーク形成をはじめ、市町村のまちづくりを支援してまいります。

## 【商工関係団体】

No	団体名	ページ	該当項目	意見の内容	対 応(案)
INO	四件石	行		思元の内谷	对 心 (未)
1	いわき商工会議 所	全般	全般	【意見】 特になし 【理由】 「商業まちづくり基本方針」中間整理案の通り、今 回の見直しは、まちの現状及び課題を踏まえた内 容であり、変更等特になし。	-
2	福島県商工会連合会	全般	全般	今まで地域小規模事業者が果たしてきた役割を考慮しつつ、小規模事業者に配慮した内容としていた だきたい。	
3	会津若松 商工会議所	全般	全般	【意見・理由】 本条例により、郊外への大規模小売商業施設の新設は現に抑制されてきたが、一方で、本条例方針の重要な事項である「持続可能な歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進」は、現在多くの市町村で課題となっている街の魅力創出に向けた商業者の活力再生と住民の生活・交流の場となるまちづくりの推進に向け、大規模小売店の適正配置と同等に取組むべき事項であり、関係市町村及び経済団体等の取組への一層の支援について強調すべきである。 また、全国でも特に広範で多極分散型である県土の特性を鑑み、7つの生活圏それぞれの実情を十分に踏まえ、より一層の地域にあった施策支援について強調すべきである。	援などを行いながら、商業まちづくりの実現に向

No.	団体名	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応(案)
4	商工関係団体 (県北)	全般	全般	【意見】 商業まちづくり基本方針(中間整理案)に賛成します。 【理由】 社会経済情勢の変化等に的確に対応されています。	-
5	喜多方市中央 通り商店街振興 組合	P2 27行目	地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害(以下「東日本大震災」という。)を契機とした東京電力福島第一原子	【意見】 「原子力災害」は「原子力事故災害」とする。 「災害」だと自然災害の面が強調されるので、国や 東電の将来の保障として、「事故災害」としたら良 い。	本基本方針の上位計画にあたる福島県総合計画「ふくしま新生プラン」において、「原子力災害」と表記しているため、上位計画との整合を図り、同様の表記としています。 見直し案は原案の通りとします。
6	須賀川中央商 店街振興組合	P6 32行目	2 商業まちづくりの推進に関する基本的 な方向	医療と福祉を取り入れたまちづくり(商店街) 生活環境を考えると高齢化社会になって、医療と 福祉問題は必ず出てきます。まちづくりの中には必 要と思います。 ※病院、福祉センター(介護含む)、商店街	福祉など他の政策分野との連携は重要である ことから、5-(2)-ウに福祉分野などとの連携につ いて記載しています。 見直し案は、原案の通りとします。
7	喜多方市中央 通り商店街振興 組合	P6 38行目	2 商業まちづくりの推進に関する基本的な方向 (1) まちづくりの基本的な考え方 ア 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり 各種の都市機能を中心市街地に集積 し、公共交通等によって誰もが容易にア クセスできるなど、高齢者や障がい者を はじめとする全ての人にとって暮らしやす いまちづくりの実現や持続可能な自治体 運営の実現などを図ること。	【意見】 「公共交通等によって」を「公共交通・デマンドタクシー、病院のバス、スクールバス、福祉バス等によって」と具体的に明示した方がわかりやすい。	「公共交通等」には、御指摘の交通手段も含まれていますが、その他の記載とのバランスを考慮し、原案の通りとします。

No.	団体名	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応 (案)
8	栄町商店街 振興組合 (南相馬市)	P8 36~38 行目	い世代のアイディアを積極的に取り入	のアイデアによる商店街の賑わいづくりを目的に「ふくしまの子・ふるさとの商店街」プロデュース事業に取り組みました。この中で、参加した約70名の子供達にアンケートをとったところ、商店街で買い物を	御意見を踏まえ、「子どもや学生なども含め、若 い世代」に修正します。
9	伊達市商工会	P12 13行目 ~	4 特定小売商業施設の立地の誘導及 び抑制に関する事項	特に意見はありません。 本市においては、相馬福島道路の全線開通が間近となり、相馬から米沢までの横線と東北自動車道の縦線による商圏の拡大と併せ、交流人口の拡大、地域経済の活性化が大いに期待されるところです。 今回の見直しにより、「特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」で、商業施設の立地について広域的な視点での連携したまちづくりという考え方に変更予定の点が大きく評価できると思います。	-

No.	団体名	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応(案)
10	福島県商工会	P13 17行目	4 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項 (2) 特定小売商業施設の誘導に関すること ア 特定小売商業施設の立地を誘導する市町村 (中略) なお、誘導する市町村の要件の適否を判断するに当たっては、市町村単位で判断するほか、複数の市町村で構成する制断するほか、複数の市町村で構成する制度は、連携中枢都市圏、定住自立圏など)において、構成する市町村と特定小売商業施設の立地に関する調整が図られている場合は、圏域単位で要件の適否を判断することも可能とする。	たっては、市町村単位で判断するほか、複数の市町村で構成する圏域(連携中枢都市圏、定住自立圏など)において、特定小売商業施設の立地が計画されている市町村と構成する市町村において、その立地に関する調整が明確に計画等に規定されている場合は、県はその調整を尊重する。」に修正すべき。  【理由】 条例の趣旨は、特定小売商業施設が新たに設置された場合、当該市町村のみならず、周辺市町村のまちづくりに影響を与えることから、広域行政機関で福島県が広域の見地からその立地を調整するものであるので、複数の市町村において特定小売商業施設の立地の調整が図れるのであれば、県はその調整を尊重すべきである。しかし、次の3点の問題があることから、上記のとおりに変更するようお願いします。  ①圏域単位で要件の適否を判断する場合、立地する市町村が特定されず、基本方針で定める、特定小売商業施設を誘導する市町村を定める3つの要件との整合性がとれなくなるため。 ②圏域を構成する市町村の調整が図れたとしても、特定小売商業施設の立地による影響を受ける、その圏域に隣	を促進する観点から今回の見直し案に盛り込んだものです。 条例による届出は、特定小売商業施設を新設する者が行いますが、この圏域の規定を活用する場合は、特定小売商業施設が立地する市町村が、誘致に積極的であることが前提と考えています。 そのため、圏域での調整については、立地市町村が、圏域の意見調整の場などにおいて、特定小売商業施設が立地することによる圏域への影響や効果などを丁寧に説明し、圏域を構成する市町村から理解をそでいることが望ましいと考えます。 なお、この規定は、圏域での調整をもって、無条件に特定の立とが望ましいと考えます。 なお、この規定は、圏域での調整をもって、無条件にめ、、の規定は、圏域での調整をもって、無条件にめ、の規定は、の方にないたが、単独市町村で要件を満たしているかにかかりまで要件を満たす必要があるほか、条例に基づき、圏域以外の市町村も含めた周辺市町村との広域調整を行なった上で、県が最終的に立地について意見を述べることになります。

No	. 団体名	ページ 行	該当項目	意見の内容	対 応(案)
11	喜多方市中央 通り商店街振興 組合	P16 11行目	5 その他商業まちづくりの推進に関する基本的な事項 (1) 商業まちづくりの推進に関する県の施策 エ 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興 東日本大震災及び原子力災害による被害を受けた小売事業者等の事業者の事業とを支援する。 さらに、避難解除等区域については、区域見直しやその後の復興に向けた取組と連動しながら、事業の再開・継続及び住民の帰還促進のための商業機能の確保、帰還した住民、特に自動車の運転ができない方などにとって、買い物などの日常生活の移動手段となる広域公共交通ネットワークの形成等を支援する。	・特に自動車の運転ができない方など」と 許証返納により自動車の運転ができない方など」と してはどうか。	「自動車の運転ができない方など」には、免許 証を返納された方をはじめ、免許証を持っていな い方や持たない方などを広く含めた記載である ため、見直し案は、原案の通りとします。
12	喜多方市中央 通り商店街振興 組合	P16 27行目	商業まちづくりの推進に当たっては、人 口減少を踏まえた効率性や採算性の確	【意見】 「公共交通分野など」の前に「都市計画法による立 地適正化計画などに」と入れた方がより具体的でわ かりやすい。	都市計画は、商業まちづくりと密接に関連する 分野ですが、ここでは、人口減少社会において、 特に連携が有効である分野について記載したも のであるため、原案の通りとします。